平成２４年（フ）第１５９号
三重県桑名市大字東方2218番地17　市営日物谷227号、前住所三重県桑名市大字江場1839番地２　グリーンハイツ峠９号
破産者　星野　典子
１　決定年月日　平成24年11月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第３０７８号
大阪市中央区南船場１丁目９番24号
破産者　株式会社ブレン
１　決定年月日　平成24年11月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４５２号
大阪市北区大淀中１丁目11番６号
破産者　株式会社ユタカエンタープライズ
１　決定年月日　平成24年11月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３１１９号
大阪府東大阪市長瀬町３丁目６番14号
破産者　有限会社シンヤ金型
１　決定年月日　平成24年11月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３３８９号
大阪市西区京町堀１丁目４番９号
破産者　株式会社ＡＴＯＳ　ＪＡＰＡＮ
１　決定年月日　平成24年11月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４０３１号
最後の住所大阪府東大阪市岸田堂西１丁目３番５号　アダージョ岸田堂201号
破産者　被相続人亡西本博相続財産
１　決定年月日　平成24年11月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４３７４号
大阪府摂津市正雀２丁目13番31号
破産者　鶴島建機大阪株式会社
１　決定年月日　平成24年11月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４４１６号
大阪府守口市梅園町２番25号
破産者　Ｙ’Ｓプロダクト有限会社
１　決定年月日　平成24年11月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１４２６号
堺市北区北花田町３丁26番13号
破産者　テクニカル近畿株式会社
１　決定年月日　平成24年11月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第３６１号
大阪府富田林市中野町東１丁目８番９号
破産者　名阪特殊工業株式会社
１　決定年月日　平成24年11月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第４０７号
神戸市中央区小野浜町18番２号
破産者　株式会社メヴィウス
１　決定年月日　平成24年11月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２２３号
兵庫県尼崎市上坂部３丁目29番８号
破産者　株式会社メディケア
１　決定年月日　平成24年11月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第３４号
福岡県大牟田市大字歴木1709番地
破産者　有限会社Ａｓｔｙｌｅ
１　決定年月日　平成24年11月15日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２３年（フ）第５３８号
埼玉県熊谷市曙町２丁目48番地３
破産者　新井　明美
１　決定年月日　平成24年11月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第２８１号
石川県白山市相木町610番地３、登記簿上の本店所在地石川県白山市あさひ荘苑４丁目８番地、従前の本店所在地石川県石川郡野々市町御経塚３丁目224番地
破産者　株式会社ＮＩＣＯ
１　決定年月日　平成24年11月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第５２０号
山梨県北杜市須玉町小尾6722番地
破産者　有限会社古湯金泉湯
１　決定年月日　平成24年11月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３４号
長野県岡谷市52番地４
破産者　有限会社メカニカルデザイン
１　決定年月日　平成24年11月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（フ）第３０１号
滋賀県高島市鴨川平２丁目３番地９
破産者　ドリームシップ株式会社
１　決定年月日　平成24年11月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３４８号
宮崎市源藤町東田454番地
破産者　有限会社宮崎車体
１　決定年月日　平成24年11月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２４６号
宮崎市大字瓜生野2169番地７
破産者　株式会社おざき
１　決定年月日　平成24年11月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第３９８号
静岡県藤枝市八幡88番地の４　ソレイユＢ105号
破産者　米田　進一
１　決定年月日　平成24年11月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１６３６号
札幌市豊平区西岡５条11丁目20番23号　ＷＩＮＤＳ－Ａ号
破産者　緑川　潔枝（旧姓今井）
１　決定年月日　平成24年11月14日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部